

平成 26 年度定期監査の結果について（概要版）

第 1 監査の概要

1 監査の種類

- ① 財務等に関する監査
地方自治法第 199 条第 1 項に基づき、財務等に関する監査を実施しました。
- ② 事業の執行に関する監査
地方自治法第 199 条第 2 項に基づき、事業の執行に関する監査（行政監査）を実施しました。

2 監査の実施期間

地方自治法第 199 条第 4 項に基づき、平成 26 年 4 月 14 日から同年 9 月 26 日までに実施しました。

3 監査の対象とした箇所

監査の対象とした箇所数等は下表のとおりです。

〔監査実施箇所数〕

区 分	対象箇所数	委員監査		事務局予備監査	
		実地監査	書面監査	実地監査	書面監査
本 庁	174	172 (※1 23)	2	※2 174	—
地域機関	180	70	110	87	93
計	354	242	112	261	93

※1 監査委員による本庁実地監査（以下「総括本監査」という。）は部局単位で実施。

※2 総括本監査に先立つ、事務局予備監査は課単位で実施。

4 監査の対象とした事項及び範囲

主として平成 25 年度における、県の財務等に関する事務の執行及び県が実施する事務や事業のうち重点的に検証する必要がある事務や事業の執行を対象としました。

(1) 重点監査事項

- ① 工事、物件等における入札中止状況
- ② 高額物品の管理・活用状況
- ③ 県単補助金の状況（平成 24、25 年度の新規補助金）

(2) その他主な監査事項

【収入】

- ① 県税の徴収事務
- ② 収入未済解消に向けた取組状況
- ③ 収入事務

【支出】

- ① 業務委託
- ② 公共工事
- ③ 旅費
- ④ 物品等購入
- ⑤ 支出事務

【その他（人件費、財産管理、事務管理等）】

- ① 人件費（扶養手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当）
- ② 財産管理（土地、建物及び備品）
- ③ 金品亡失（損傷）
- ④ 公共用地の未登記
- ⑤ 事務管理体制
- ⑥ 交通事故
- ⑦ 特別会計の処理状況
- ⑧ 所管事業の進捗状況等

第2 監査の結果

主として平成25年度における、事業の執行及び財務等に関する事務の執行について監査した結果、平成26年度定期監査結果報告書に「監査の意見」として記載したもののほかは、概ね適正に処理、執行されていきました。

部局長等においては、「監査の意見」について、速やかに適切な措置を講じられたい。

財務等に関する指摘については、今回指摘した監査対象箇所に限らず、概ね全ての箇所で起こり得るものであります。各部局等においてはこうした指摘を参考として、チェック機能を高め、財務事務等の適正な執行に努められたい。

特に、本年度の監査で重点監査事項とした、工事、物件等の入札中止に関する指摘は279件ありました。入札中止は、事業完了時期の遅れや県政への信頼低下にもつながりかねないことから、入札公告までに十分なチェックを行い、未然防止に努められたい。

なお、「監査の意見」については、取り組んだ状況（「講じた措置」）の報告を各部局等から求め、改善状況を把握するとともに、引き続き、平成27年度の定期監査で検証、確認していきます。

1 事業の執行に関する監査結果の概要

事業の執行に関する意見は49件であり、該当のある部局等ごとの意見数は下表のとおりです。

なお、部局等ごとの主な意見は、11ページからの別紙のとおりです。

[事業の執行に関する意見数] (単位：件)

部局等名	意見数	部局等名	意見数
防災対策部	2	県土整備部	4
戦略企画部	2	出納局	2
総務部	4	企業庁	4
健康福祉部	5	病院事業庁	1
環境生活部	4	議会事務局	1
地域連携部	4	教育委員会事務局	7
農林水産部	3	警察本部	3
雇用経済部	3	意見数計	49

2 財務等に関する監査結果の概要

財務等に関する指摘は792件であり、監査事項の内容による分類ごとの指摘数は下表のとおりです。

[財務等に関する指摘数] (単位：件)

分類	重点監査事項			収入に関する事務	支出に関する事務	人件費	財産管理	事務管理体制	交通事故	特別会計	計
	入札中止状況	高額物品管理	県単補助金								
指摘数	279	-	6	133	198	23	90	33	30	-	792

なお、財務等に関する監査事項ごとの監査結果の概要は以下のとおりです。

(1) 重点監査事項

平成 26 年度定期監査においては、平成 26 年度定期監査実施要領に基づき、次の 3 項目を重点監査事項とし、監査を実施しました。

① 工事、物件等における入札中止状況

平成 24、25 年度において、工事等の入札公告事務についての監査を実施したところ、監査対象となった多くの箇所で入札中止が発生していたことから、26 年度は、これまで対象としていなかった物件等も含め、監査対象を全部局等に拡大し、県の瑕疵による入札中止状況について、監査を実施しました。

その結果、対象となった入札公告件数は 10,282 件(工事等 4,222 件、物件等 6,060 件)あり、うち積算等誤り(119 件、42.7%)や入札手続き誤り(76 件、27.2%)など、県の瑕疵による入札中止は合計 279 件(工事等 73 件、物件等 206 件)でした。

なお、内訳は入札までが 231 件(工事等 57 件、物件等 174 件)、開札までが 29 件(工事等 5 件、物件等 24 件)、開札後が 19 件(工事等 11 件、物件等 8 件)でした。

[県の瑕疵による入札中止の状況]

(単位：件)

部局等名	入札中止数			部局等名	入札中止数		
	工事等	物件等	計		工事等	物件等	計
防災対策部	1	3	4	県土整備部	51(9)	14(1)	65(10)
戦略企画部	-	3	3	出納局	-	4	4
総務部	-	5	5	企業庁	4(1)	5(2)	9(3)
健康福祉部	-	25(1)	25(1)	病院事業庁	-	4	4
環境生活部	-	21	21	人事委員会事務局	-	1	1
地域連携部	-	7(1)	7(1)	教育委員会事務局	-	83(2)	83(2)
農林水産部	15(1)	12	27(1)	警察本部	2	10(1)	12(1)
雇用経済部	-	9	9	計	73(11)	206(8)	279(19)

※表中の()内の数字は、開札後に中止した件数で内数。

② 高額物品の管理・活用状況

平成24年度行政監査「高額物品の管理及び活用について」において指摘した81物品のうち、概ね半数となる37物品について、その後の対応状況の監査を実施した結果、概ね適正に処理されていました。

③ 県単補助金の状況(平成24、25年度の新規補助金)

平成23年度に行政監査「県単補助金について」を実施したことを踏まえ、平成24、25年度に、新規に創設した28の県単補助金を対象に、例年実施している監査項目に加え、補助金の成果の確認方法等の新たな項目による監査を実施しました。

その結果、補助金の成果での指摘はありませんでしたが、改善を要するものとして、交付手続きに関するものが 5 件、交付要領等に関するものが 1 件と、改善

を要する指摘は合計6件でした。

[改善を要する事務処理の指摘数]

(単位：件)

補助金の 創設年度	監査 件数	補助金の 交付手続き等	補助金の 交付要領等	補助金の 履行確認	補助金の 成果	その他	計
平成24年度	7	-	1	-	-	-	1
平成25年度	21	5	-	-	-	-	5
合計	28	5	1	0	0	0	6

(2) 収入に関する事務

① 収入未済

一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、約124億1,722万円（対前年度比97.3%）と前年度に比べ約3億4,983万円減少していました。

企業会計の収入未済額は約3,977万円（対前年度比89.4%）と前年度に比べ約473万円減少していました。

[一般会計、特別会計]

(単位：円)

部局名	区 分	現年度 〔平成25年度〕 発生分	過年度 〔平成24年度〕 以前発生分	計
総 務 部	県税	1,698,883,522	3,745,854,541	5,444,738,063
	県税加算金	6,339,943	13,307,081	19,647,024
	小 計	1,705,223,465	3,759,161,622	5,464,385,087
健康福祉部	母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入	40,493,593	374,365,583	414,859,176
	生活保護費返還金	9,014,875	84,285,897	93,300,772
	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入等	1,037,000	56,579,697	57,616,697
	児童措置費負担金等	10,882,141	53,576,044	64,458,185
	児童扶養手当返還金	385,930	12,717,190	13,103,120
	その他	734,253	4,826,125	5,560,378
	小 計	62,547,792	586,350,536	648,898,328
環境生活部	産業廃棄物不適正処理に係る行政代執行費用	191,329,854	2,215,958,220	2,407,288,074
	委託料不正受給に係る返還金等	-	13,170,219	13,170,219
	その他	-	513,877	513,877
	小 計	191,329,854	2,229,642,316	2,420,972,170
地域連携部	財産処分制限に係る補助金返還金	-	11,084,176	11,084,176
	小 計	-	11,084,176	11,084,176
農 林 水 産 部	農業改良資金貸付金償還金収入等	2,650,355	38,827,860	41,478,215
	旧三重県中央卸売市場施設使用料等	-	5,757,740	5,757,740
	林業改善資金貸付金償還金収入等	540,000	20,778,718	21,318,718
	沿岸漁業改善資金貸付金償還金収入	-	28,593,157	28,593,157
	測量談合に係る弁償金	-	22,813,049	22,813,049
	委託料不正受給に係る返還金	-	13,554,800	13,554,800
	その他	-	1,105,722	1,105,722
	小 計	3,190,355	131,431,046	134,621,401

部局名	区 分	現年度 〔平成25年度〕 発生分	過年度 〔平成24年度〕 以前発生分	計
雇用経済部	中小企業者等支援資金貸付金元利収入	236,107,224	3,264,001,616	3,500,108,840
	県営サンアリーナ使用料	—	5,396,466	5,396,466
	その他	—	41,456,292	41,456,292
	小 計	236,107,224	3,310,854,374	3,546,961,598
県土整備部	測量談合に係る弁償金	—	28,647,958	28,647,958
	公営住宅使用料	1,092,838	6,905,956	7,998,794
	弁償金（公営住宅関係）	73,683	5,938,213	6,011,896
	道路・河川・海岸等使用料	565,370	1,209,622	1,774,992
	岸壁荷揚場その他使用料	20,580	3,155,400	3,175,980
	海岸管理費負担金	—	2,669,130	2,669,130
	その他	406,721	8,325,977	8,732,698
小 計	2,159,192	56,852,256	59,011,448	
出 納 局	模造品トナー納入に係る弁償金	3,980,000	6,420,000	10,400,000
	小 計	3,980,000	6,420,000	10,400,000
教育委員会 事務局	高等学校授業料	—	1,516,206	1,516,206
	高等学校等修学奨学金返還金等	18,872,438	56,884,298	75,756,736
	恩給及び退職年金返還金	—	9,671,911	9,671,911
	その他	571,909	1,271,906	1,843,815
小 計	19,444,347	69,344,321	88,788,668	
警 察 本 部	放置違反金	3,488,000	17,543,000	21,031,000
	その他	8,852,119	2,210,200	11,062,319
	小 計	12,340,119	19,753,200	32,093,319
合 計		2,236,322,348	10,180,893,847	12,417,216,195
(参考) 平成24年度合計		2,177,707,471	10,589,333,926	12,767,041,397

[企業会計]

(単位：円)

庁名	区 分	平成25年度末 未収金
企業庁	工業用水道料金	980,122
	小 計	980,122
病院事業庁	診療費自己負担金	38,790,435
	小 計	38,790,435
合 計		39,770,557
(参考) 平成24年度合計		44,498,075

② 収入事務

収入事務について、調定や収納等の事務手続きを中心に監査を実施しました。

その結果、現金納付された手数料等の金融機関への収納遅延等、現金収納事務に関する指摘が 20 件、証紙収入の財務会計システムへの登録処理の遅延等、証紙事務に関する指摘が 9 件、地所貸下料等の納付の遅延等、収納事務に関する指摘が 4 件など、改善を要する指摘は合計 44 件でした。

(3) 支出に関する事務

① 業務委託

業務委託契約について、随意契約理由や履行確認手続き等を中心に 140 件を抽出し、監査を実施しました。

その結果、出納局事前検査に関する指摘が 8 件、予定価格に関する指摘が 5 件、個人情報保護規定に関する指摘が 3 件など、改善を要する指摘は合計 90 件でした。

(複数の指摘をした委託契約があるため、指摘数の合計は指摘した契約件数を上回っています。)

[改善を要する事務処理の指摘数]

(単位：件)

部局等名	監査件数	指摘のある契約件数	契約手続				個人情報保護規定に関するもの ※3	履行確認に関するもの ※4	その他 ※5	計
			随意契約理由に関するもの	出納局事前検査に関するもの	予定価格に関するもの ※1	その他 ※2				
防災対策部	2	1	-	-	-	2	-	-	-	2
総務部	5	1	-	-	1	-	-	-	-	1
健康福祉部	10	5	-	2	-	5	1	-	-	8
環境生活部	8	2	-	1	-	1	-	-	-	2
農林水産部	9	7	-	-	1	7	-	-	-	8
県土整備部	10	5	-	1	-	5	-	-	1	7
企業庁	6	3	-	-	-	5	-	1	-	6
病院事業庁	4	4	-	-	-	9	-	-	-	9
教育委員会事務局	68	26	-	4	3	29	2	1	3	42
警察本部	18	5	-	-	-	5	-	-	-	5
合 計	140	59	0	8	5	68	3	2	4	90

<出納局事前検査の対象>

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号に規定する随意契約により調達（ただし、三重県物件等電子調達システムによる調達を除く）する、予定価格（税込）若しくは執行予定額（税込）が 10 万円以上の交際費、食糧費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費 等

<改善を要する事務処理の主な事例>

- ※1 「予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった」等
- ※2 「契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった」等
- ※3 「契約書に個人情報の適正管理についての記載がされていなかった」等
- ※4 「履行確認書が作成・交付されていなかった」「履行確認の記録がなかった」
- ※5 「契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった」等

② 公共工事等

県単工事、調査・設計等について、契約事務や進捗管理等を中心に 57 件（県単工事 33 件、調査・設計等 24 件）を抽出し、監査を実施しました。

その結果、16 件の県単工事について、リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」が設計書に添付されていなかった等、事務手続きに関する指摘が 16 件、工期の算出根拠が整理されていなかったことによる、当初設計に関する指摘

が3件など、改善を要する指摘は合計23件でした。(複数の指摘をした工事があるため、指摘数の合計は指摘した契約件数を上回っています。)

なお、調査・設計等についての指摘はありませんでした。

③ 旅費

旅費について、旅行命令、精算手続き、復命書の有無等を中心に284件を抽出し監査を実施しました。

その結果、復命書の件名等が総合文書管理システムに登録されていなかった等、復命書に関する指摘が22件など、改善を要する指摘は合計25件でした。

④ 物品等購入

物品等購入について、購入伺いから支払いまでの事務処理等を中心に監査を実施しました。

その結果、購入手続きにおいて、支払いが遅延しているものや検査記録がないもの等、購入手続き等に関する指摘が5件など、改善を要する指摘は合計9件でした。

⑤ その他の支出事務

支出事務について、歳出戻入の発生理由、資金前渡払いの状況等を中心に監査を実施しました。

その結果、二重払いにより歳出戻入を行っていた等、歳出戻入に関する指摘が33件、資金前渡の精算が行われていなかった等、資金前渡に関する指摘が12件など、改善を要する指摘は合計51件でした。

(4) 人件費

扶養手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当について、認定事務や事後確認等が適正に行われているかなどを中心に監査を実施しました。

その結果、手当の認定に必要な書類の未添付や通勤経路の認定誤り等、認定・算定誤りに関する指摘が18件、事後確認に必要な書類の未添付等、認定済み手当の事後確認に関する指摘が3件など、改善を要する指摘は合計23件でした。

(5) 財産管理等の状況

① 財産管理

財産管理について、財産、物品等の管理状況や行政財産の目的外使用許可、行政・普通財産の貸付手続き、基金の現在高等を中心に監査を実施しました。

その結果、公有財産使用許可台帳が作成されていなかった、行政財産の目的外使用許可に係る報告が行われていなかった等、財産管理状況に関する指摘が30件、物品標示票が貼付されていない備品があった、廃棄された物品の処分決議が行われていなかった等、物品等の管理状況に関する指摘が21件など、改善を要する指摘は合計51件でした。

② 金品亡失(損傷)

県有物品の損傷や紛失に係る金品亡失(損傷)について、平成 25 年度の発生状況は下表のとおりです。特に、不注意による火災を原因としたものも発生していました。

なお、表には、損害額が 10 万円以上のものを記載していますが、現金及びそれに準ずるもの(切手、証紙、印紙、有価証券等)の亡失については、金額に関係なく記載しています。

ただし、県又は本人に過失の無いものは除外しています。

また、本報告書においては、交通事故による県有地内の自損事故を金品亡失(損傷)に含めています。

[金品亡失(損傷)の状況]

(単位：件)

内 容	知事部局等 ※1	企業庁	病院事業庁	計
公用車の損傷	10	-	-	10
パソコンの損傷	4	-	-	4
その他物品の損傷(火災含む)	3	1	-	4
郵券証紙類の紛失・盗難	-	-	-	0
その他物品の紛失・盗難	1	1	-	2
合 計	18	2	0	20
(参考)平成 24 年度合計	13	1	0	14

※1 知事部局等には、知事部局以外に、警察本部、各種委員会等を含みます。

③ 公共用地の未登記

農林水産部の未登記は、832 筆、126,589.85 m²と前年度に比べ 43 筆、6,870.62 m²減少していました。

県土整備部の未登記は、4,933 筆、1,289,156.80 m²と前年度に比べ 48 筆、3,364.85 m²減少していました。

企業庁の未登記は、4 筆、13.20 m²(未確定の 3 筆を除く)と前年度に比べ 7 筆、5,353.99 m²減少していました。

(6) 事務管理体制

事務管理体制について、事務の内部チェック体制等を中心に監査を実施しました。

その結果、金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延していた等、事務処理誤りに関する指摘が 17 件、県有自動車の運転報告について所属の長の押印がなかった等、内部チェック体制に関する指摘が 8 件、郵券証紙類について年度末の在庫枚数が年度使用量に比べ多いものがあった等、公印・郵券証紙等に関する指摘が 5 件など、改善を要する指摘は合計 33 件でした。

(7) 交通事故

職員による公用車での交通事故について、平成 25 年度の発生状況は下表のとおりです。

なお、表には、損害額が10万円以上のものを記載していますが、人身事故を伴うものは、金額に関係なく記載しています。

ただし、県又は本人に過失の無いものは除外しています。

また、本報告書においては、交通事故による県有地内の自損事故は金品亡失(損傷)に含めています。

[交通事故の状況]

(単位：件)

内 容	知事部局等 ※1	企業庁	病院事業庁	計
人身事故※2	3	-	-	3
物損事故	14	2	-	16
自損事故	11	-	-	11
合 計	28	2	0	30
(参考)平成24年度合計	35	3	0	38

※1 知事部局等には、知事部局以外に、警察本部、各種委員会等を含みます。

※2 人身事故には、人身事故と物損事故が同時に発生しているもの1件を含みます。

(8) 特別会計の処理状況

特別会計の処理状況について、実施事業は設置目的に合致しているか、不用な資金が滞留していないか等を中心に監査を実施した結果、概ね適正に処理されていました。

【事業の執行に関する主な意見】**防災対策部**

1 実効性のある防災・減災対策の推進

東日本大震災を機に県民の防災意識は急速に高まったものの、その後、年々低下傾向を示し、台風時等の避難行動や家庭備蓄に対する意識なども十分ではない状況にある。

一方で、近年、全国的に局地的大雨や竜巻などの異常気象による災害が頻発している。

県では、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の見直しと「三重県新風水害対策行動計画（仮称）」の策定に着手しているが、平成 26 年 3 月に策定した「三重県新地震・津波対策行動計画」を含め、その周知・啓発を進め、県をはじめ市町や関係機関、県民など、各行動計画の取組主体による着実な防災活動が促進されるよう、実効性のある防災・減災対策に取り組まれない。

（防災企画・地域支援課）

2 防災人材の活用による地域防災力の向上

県内の自主防災組織は、防災活動への参加が一部の住民にとどまっており、また、地域における防災活動を推進する「みえ防災コーディネーター」は活用が十分進んでいない状況にある。

「津波避難に関する三重県モデル」（平成 25 年 3 月策定）や「三重県避難所運営マニュアル策定指針」（平成 25 年 1 月改定）による取組などを県内各地域に広めていくためには、核となる人材が欠かせないことから、市町や地域のニーズに応えられるよう、防災人材の育成とその活用を促進し、地域防災力の向上を図られたい。

（防災企画・地域支援課）

戦略企画部

1 「みえ県民カビジョン・行動計画」の推進及び進行管理

県民指標である「各施策の『県民指標』の達成割合」が目標値 70.0%に対し実績値 46.4%（平成 24 年度実績値 48.2%）、「各施策の『県の活動指標』の達成割合」が目標値 80.0%に対し実績値 62.6%（同 60.9%）、「『選択・集中プログラム』の数値目標の達成割合」が目標値 80.0%に対し実績値 45.0%（同 50.0%）であり、昨年度に引き続きいずれも未達成となっている。

『幸福実感日本一』の三重の実現に向け、未達成の要因分析を行い、各施策、取組等の目標が達成されるよう、今後も引き続き、的確に進行管理されたい。

（企画課）

2 地方人口維持への戦略強化

県では、人口減少問題について、これまでも少子化対策に重点的に取り組むとともに、雇用確保のための産業振興や南部地域の活性化等に取り組んできている。

このような中、平成 26 年 5 月に「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」により将来人口推計が発表され、地方人口の急減等により、存続が困難になる自治体が生じるとの予測が示され、特に南部地域においては危機的な状況となっている。

国においては、人口減社会に対応するため、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、今年度は総合戦略を策定することとしており、地方においても県版の総合戦略の策定を求

められる見込みである。

人口減少問題への対応は、中長期を見据え、産業、教育、医療、福祉等さまざまな分野での対応が必要であり、部局横断的な幅広い視点での政策が必要である。

このため、県版の総合戦略の策定にあたっては、過疎対策、東紀州振興施策や南部地域活性化策などこれまでの施策も十分に検証したうえで、実効ある施策が講じられるよう取り組まれない。

(企画課)

総務部

1 服務規律の徹底

平成 25 年度の懲戒処分については、前年度の 10 人から減少し、4 人の知事部局職員がセクシャルハラスメント等で処分されている。

また、平成 26 年度においては、無免許運転等による人身事故を起こした職員が、失職していたにもかかわらず、その事実を隠して勤務を続けていたという事案が判明している。

これらの事案は、職員のコンプライアンス意識の欠如が原因の一つとしてあげられることから、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図るとともに、県民の信頼を確保する観点から、今後このような事案が発生することのないよう、職員研修の強化・拡充に引き続き取り組み、服務規律を徹底して再発防止に努められたい。

(人事課)

2 持続可能な財政運営基盤の確立

平成 25 年度の県財政については、建設地方債等の県債残高は減少しているものの、臨時財政対策債等を含めた県債残高の総額は引き続き増加している。また、経常収支比率は 96.1%と前年度に比べて 1.2 ポイント、実質公債費比率についても 14.6%と前年度に比べて 0.5 ポイント上昇している。

本県の財政状況は、歳入面では県税収入の一定の増加が見込まれるものの、これまで歳出の財源として活用してきた各種の特定目的基金の残高が大きく減少しており、歳出面では社会保障関係経費や公債費が増加するなど、極めて厳しい状況にある。

こうしたことから、徹底した事業の見直しを行うとともに、税収確保対策や多様な財源確保策を進めることにより、可能な限り県債発行の抑制に努め、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政の基盤を確立されたい。

(財政課)

3 県税及び県税以外の未収金対策

平成 25 年度における県税（加算金を含む）の収入未済額は、5,464,385,087 円であり、前年度に比べて 637,909,719 円（△10.5%）減少しているものの依然として多額となっている。

特に、県税の収入未済のうち 83.9%（前年度 84.3%）が個人県民税の収入未済であり、県税の収入未済における大きな割合を占めているので、引き続き地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携、特別徴収義務者の全指定など、税収確保に努められたい。

また、県税以外の未収金が 6,992,601,665 円あるため、県が有する債権の管理及び徴収に関し必要な事項を定めた「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等の諸規定に基づく債権管理事務及び債権処理計画の進捗管理を適切に行い、県全体の未収金が縮減されるよう、各部局に対し指導されたい。

(財政課、税収確保課)

健康福祉部

1 看護職員の確保対策

県は看護職員の確保のため、看護師等修学資金貸与制度やナースバンク制度等に取り組み、県内の看護職員数は増加傾向にあるものの、人口10万人当たりの施設従事者数は全国平均を下回り、看護職員の確保が重要な課題となっている。引き続き、関係機関と連携し、人材確保対策、定着促進対策、看護職員の資質向上対策など看護職員の確保に取り組まれない。

(医務国保課)

2 医師の確保対策

県内の人口10万人当たりの医療施設従事医師数は全国平均より少なく、都道府県順位で37位(平成24年末現在)となっており、医師確保が重要な課題となっている。このため、従前からの医師修学資金貸与制度の拡充等に加え、三重県地域医療支援センターにおいて後期臨床研修プログラムを作成し、医師不足、地域偏在の解消に向けて、積極的に取り組んでいる。引き続き医師不足や偏在の解消に努めるとともに、これまでの取組成果の検証と必要に応じた見直しをされたい。

(地域医療推進課)

3 児童虐待の早期発見や未然防止

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は平成25年度1,117件で、過去最多となっているほか、居住実態が把握できない家庭や乳幼児健康診査等を受けない家庭の存在が明らかとなっている。

児童虐待相談における主な虐待者は、実母が657件と、58.8%を占めていることから、母子保健等の関係機関との連携を強化するとともに、市町に対し、居住実態が把握できない家庭等の存在を把握した場合にあっては、関係部門間での情報共有や、児童相談所での関与について確認するよう周知徹底するなど、児童虐待の早期発見や未然防止に努められたい。

(子育て支援課)

環境生活部

1 文化の拠点機能の強化

県の文化の中核的な拠点である「文化交流ゾーン」を構成する各施設(図書館、美術館及び総合文化センター)の利用者数の平成25年度実績値は、いずれも「みえ県民カビジョン・行動計画」の目標値を達成していない。また、概ね10年先を見据えた「新しいみえの文化振興方針(仮称)」(平成26年11月公表予定)では、文化の拠点機能の強化を重点施策の一つとして位置付けており、平成26年4月に三重県総合博物館が開館したことを契機として、同博物館を含めた「文化交流ゾーン」の各施設が全体としての魅力を高めることをめざしている。

「文化交流ゾーン」の各施設が、それぞれの独自性を発揮しながら、連携を強化することにより、より多くの県民が学び、体験し、交流できる場となるよう努められたい。

(文化振興課)

2 男女共同参画社会の推進

県民の社会全体における男女の地位の平等感については、依然として低く、男女共同参画が十分に進んでいるとはいえない状況である。

県の各部局や関係機関等と連携し、男女共同参画の取組を進めるとともに、企業等が女

性の活躍及び男女ともに働きやすい職場づくりを推進するための具体的な行動の促進に努められたい。

(男女共同参画・NPO課)

地域連携部

1 地籍調査事業の促進

国土調査法に基づき、土地の基礎的な情報を明らかにすることを目的に地籍調査を実施しているが、本県における平成25年度末時点での進捗率は8.87%と、全国平均の51.0%と比べて低い値となっている。

実施主体である市町の実質的な財政負担が5%であるにもかかわらず、進捗しない大きな原因は、市町において必要な人員確保ができていないことと考えられるので、例えば公的団体等の活用など、市町が計画的・効率的に進捗するための方策を検討されたい。

(水資源・地域プロジェクト課)

2 南部地域の活性化の取組

三重県南部地域では、第一次産業の衰退に加え、企業誘致による雇用の場の確保も難しいことなどから、人口の流出と高齢化が進行しており、集落機能の維持が困難になる集落が増えている。特に、若者の定住率が平成23年度以降減少していることから、引き続き若者の雇用の場の確保、定住促進をめざす「南部地域活性化プログラム」の推進を図り、南部地域の活性化に努められたい。

(南部地域活性化推進課)

農林水産部

1 農林水産物の海外展開

農林水産物の海外展開については、「三重県農林水産物・食品輸出協議会」を核に、「みえ国際展開に関する基本方針」や、国が策定した「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を踏まえつつ、輸出拡大に取り組んでいるところである。

輸出については、国や品目毎に課題や取組状況が異なることから、専門性を高めながら、相手国の特性の把握や海外で通用する安全・品質管理の体制整備が必要となる。

このため、県内事業者への輸出調査で明らかとなった課題等も踏まえ、県産品の魅力をPRするための継続的な物産展の開催、商談機会の創出や、食品等の安全性の確認体制など輸出環境の整備促進等を行い、県輸出協議会及びノウハウを有する民間企業等とも協力しながら、農林水産物の輸出促進に努められたい。

(フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産資源課)

2 県行造林事業の検証

県行造林事業については、県が土地所有者（市町や財産区等）と契約を結び、その所有する林野に対して造林を行い、その収益を土地所有者と分け合うもので、森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として実施している。

現在、維持管理経費の節減と収入増加に努めているものの、木材価格の低迷や未だ多額の借入金償還を行っているなど、今後も、厳しい経営収支状況が続く見込みである。

このため、各年の事業費を明らかにした契約単位での収支台帳を作成するなど、事業全体の正確な収支状況を把握するとともに、林業収益性の低下等、林業を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、今後の事業のあり方について検討されたい。

(治山林道課)

雇用経済部

1 障がい者雇用の促進

平成 25 年 6 月 1 日現在の県内企業による障がい者実雇用率は、前年度の 1.57%を上回ったものの、1.60%にとどまり、全国最下位となっている。

今後も、関係機関とさらに連携して民間企業等への働きかけを行うとともに、現在準備中のステップアップカフェ（「Cotti 菜（こっちな）」）を通じ、障がい者の職業訓練と障がい者雇用への県民の理解を進め、障がい者雇用の促進に一層努められたい。

（雇用対策課）

2 中小企業・小規模企業の振興

本県の中小企業・小規模企業は、本県経済を牽引し、地域社会の形成や維持に寄与し、雇用を支える重要な存在である。

こうしたことから、中小企業・小規模企業の振興のため、県では、経営の安定や新たな事業展開、販路拡大、人材育成などの支援に取り組んでいるところである。

しかし、中小企業・小規模企業の多くは、資金や人材・技術力・営業力などの経営資源が脆弱であることから、今後は、中小企業・小規模企業振興条例（平成 26 年 4 月 1 日施行）に基づき、企業規模や技術力等の実態を踏まえ、それぞれの企業のやる気を引き出すとともに、その企業の特性に応じたきめ細やかな支援を商工団体等と連携して着実に進められたい。

（サービス産業振興課）

県土整備部

1 土砂災害の防止

平成 26 年 8 月に広島県で発生した土砂災害をはじめとして、毎年のように全国各地で大規模な土砂災害が発生している。こうした災害から人命や財産を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策とあわせて、危険性のある区域を明らかにし、市町が行う警戒避難体制の整備への支援などソフト対策の充実に努められたい。

本県における土砂災害警戒区域の指定率については、平成 24 年度末時点の 7.4%（全国最下位）から 25 年度末時点で 18.6%（全国 43 位）まで改善したものの、依然として大幅に遅れている状況にあるため、今後も引き続き、市町と連携して基礎調査を行うとともに、地区住民等の理解を得て、早急に区域指定を進められたい。

（防災砂防課、流域管理課）

2 河川の堆積土砂対策

河川の堆積土砂対策は、洪水被害の防止・軽減に極めて有効であることから、「河川堆積土砂撤去方針」に基づき、民間事業者の砂利採取を活用して撤去する方法や河川の維持管理として行う方法等を組み合わせて取り組んでおり、平成 25 年度には約 43 万 m³の土砂を撤去している。

しかし、依然として多量の堆積土砂が残っており、撤去に対する要望も多いことから、治水安全上の優先度等を踏まえ、市町と情報共有を図りながら計画的に対策を推進されたい。

（流域管理課）

出納局

1 会計事務の支援

会計事務の適正化については、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実

等に取り組まれているところであるが、契約や支出の事務等を中心に依然として軽微なミスや誤った事務処理等が発生している。

このような状況を踏まえ、各所属の状況に応じたOJT研修、フォローアップの重点化、ミスの多い事例の周知徹底など、会計事務担当職員に対し、よりきめ細かい会計支援を行われたい。

(会計支援課)

教育委員会事務局

1 個人情報の流出防止等

個人情報を含む文書や電子媒体等を所属長の許可を得ることなく持ち出し、紛失した事案等が、平成25年度に公立小学校において1件、26年度にも公立中学校及び県立学校において発生している。

今後は、個人情報の持ち出しにかかる許可制度を一層厳正に運用するとともに、その適正な管理について、すべての教職員に更なる周知徹底等を図り、このような事案が発生することのないよう、強く自覚を促して、再発防止に努められたい。

(教育総務課、小中学校教育課、高校教育課)

2 服務規律の徹底

平成25年度の懲戒処分については、飲酒運転事故等により5人が免職処分となるなど前年度から6人増の15人が処分されており、26年度においても9月30日現在で、酒気帯び運転等により既に8人が懲戒処分となっている。

これらの事案は公教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、あらためてその原因を分析し、法令遵守及び服務規律の徹底を図るとともに再発防止に努められたい。

また、運転免許が失効した状態のまま、公用車を運転していた事案があったことから、今後はこのような事態が発生しないよう、チェック体制を構築するとともに、法令遵守の徹底を図り、再発防止に努められたい。

(教職員課)

3 学力の向上

平成19年度から実施されている「全国学力・学習状況調査」では、教科に関する調査の平均正答率が全国平均(公立学校)を下回る状況が続いている。平成26年度調査における平均正答率は、小学校の国語、算数及び中学校の国語については、都道府県別にみると、いずれも全国40位以下となっている。

このため、当該調査結果で得られた課題等を分析・整理したうえで、学校や教育関係機関が問題意識の共有に努め、教員の授業力の向上を図るとともに、学習意欲の向上や家庭での学習習慣を定着させるなど、学力の向上対策を強力に推進されたい。

(小中学校教育課)

警察本部

1 服務規律の徹底

平成25年の懲戒処分については、前年の3人から大幅に増加し、10人が処分されており、26年においても9月30日現在で、既に5人が懲戒処分となっている。

これらの事案は警察に対する県民の信頼を著しく損ねるものであることから、あらためてその原因を分析するとともに、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。

また、犯罪統計原票の不適切な取り扱いにより、関係職員が書類送致されるという事案があったことから、今後はこのような事態が発生しないよう、管理を徹底するとともに、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。

(警務部監察課、刑事部刑事企画課)

2 犯罪の抑止と検挙率の向上

平成 25 年の刑法犯認知件数は 19,726 件で、17 年ぶりに 2 万件を下回り、前年に比べて 1,767 件、8.2%減少した。また、同年の刑法犯検挙率は 30.7%で、前年から 5.2 ポイント上昇するなど、一定の改善があった。

しかし、平成 25 年の県民の身近で発生する街頭犯罪等の検挙率は 33.0%で、前年から 0.3 ポイント低下し、県民に強い不安を与える凶悪犯罪の検挙率も 70.8%で、前年から 2.2 ポイント低下していることから、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、今後より一層、地域や関係機関と連携し、犯罪の抑止と検挙率の向上に取り組まれたい。

(生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課)